

クロスボウ

は
(通称：ボウガン)

所持禁止 になります!!

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

※改正法は、公布の日から9か月以内に施行されます。

❓ 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。

❓ 自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後 6 か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。(施行後 6 か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)

❓ 具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。(処分の依頼は施行前でも受け付けています。)



改正法や警察署への
持込みに関する詳細は
警察庁ホームページにて

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/ban/crossbow/index.html>



警察庁・佐賀県警察